

シリーズ 精華町の上下水道⑦

△下水道編 6▽下水道使用料の改定

改定後の使用料			改定前の使用料		
	使用水量	新単価		使用水量	旧単価
基本料金	0m ³	350円	基本料金	0-10m ³ まで	900円
従量料金 (1立方メートルにつき)	1-10m ³ まで	90円	従量料金 (1立方メートルにつき)	11-50m ³ まで	120円
	11-20m ³ まで	150円			
	21-30m ³ まで	160円			
	31-40m ³ まで	170円		51-100m ³ まで	140円
	41-50m ³ まで	180円			
	51-100m ³ まで	200円			
	101m ³ 以上	210円		101m ³ 以上	150円

町の公共下水道使用料は、消費税などの改定以外ではこれまで一度も改定を行わず、建設促進に軸足を置いた事業を展開してきましたが、安定運営・維持管理時代へ移行するに当たり、持続可能な経営基盤を確保するため、10月当初の検針後の使用量から公共下水道使用料を改定いたします。住民の皆さんには負担をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力をお願いします。今回の改定により、これまでの使用料(料金)と比較して、1カ月の使用量が6m³以下の場合には減額、7m³以上の場合には増額となります。※上の表で計算した金額に消費税を加算してください。

Q: なぜ使用料を上げるの？

A: 現在の使用料収入では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、役場(一般会計)からの繰り入れにより補填してもらっている(一般家庭で例えると家計の支出に対して、収入が足りないため親元などから援助を頂いている状況のため、役場(一般会計)の財政を圧迫している状況です。このような状況を改善するため、下水道使用料を改定させていただくものです。

Q: いつからの下水道使用料が変わるの？

A: 10月1日以降の検針後に下水道管に流れる汚水について新しい単価、使用料でお願いすることになります。

Q: いつから新しい下水道使用料で請求されるの？

A: 下水道使用料は、原則的に上水道の使用量を基にその使用料を算出しています。上水道の検針は、通常その月の5日以降に検針作業を行いますので、9月末日以前から下水道に接続していただいている場合、下図の通り10月検針日以後に使用された汚水から新使用料の適用対象となり、11月の請求分(10月使用分)から改定後の使用料となります。

Q: 新たに下水道に接続する場合は、下水道使用料はどうなるの？

A: 10月1日以降、新たに水道と下水道を同時に接続される場合は、初めての検針が11月になるため改定後の使用料での算出となります。使用開始日から11月の検針までを一括で請求とさせていただきます。

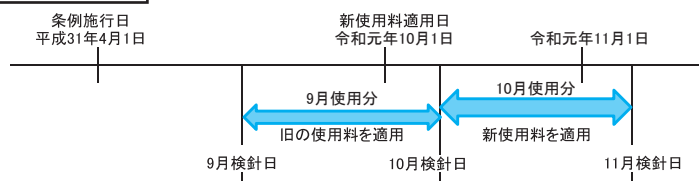
Q: 10月途中に閉栓する場合はどうなるの？

A: 10月の検針日以後、閉栓までの汚水量を改定後の使用料で算出することになります。

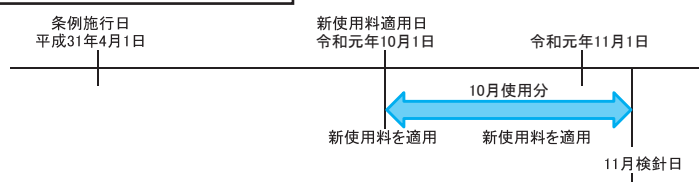
Q: 基本料金とは？

A: 使用水量が0m³でも必要となる検針

既に下水道を使用の方



10月1日以降に下水道を使い始める方



の費用や公共汚水枳、取付管の交換費用などが含まれた料金です。

改定前の使用料では、10m³までを基本料金900円としていましたが、改定後は、すべての使用者に基本料金350円を頂くこととなります。

この基本料金とその月の使用量に対する使用料を加えたものに消費税を計算したものが下水道使用料となります。

問 経理営業課 ☎ 9412049
上下水道課 ☎ 9511912